

株 主 各 位

横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地

日本ビクター株式会社

代表取締役社長 佐藤 国彦

第119期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、当社第119期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下されまして、下記のご案内に従って平成20年6月26日(木曜日)営業時間終了時(午後5時45分)までに議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月27日(金曜日) 午前10時
 2. 場 所 横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地
当社「テクノウィング」1階会議室(末記会場ご案内略図ご参照)
 3. 会議の目的事項
報告事項
 - 1 第119期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第119期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|-------------------|
| 第1号議案 | 株式移転計画承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第4号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |
4. 議決権の行使についてのご案内
 - (1) 郵送による議決権行使の場合
同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成20年6月26日(木曜日)営業時間終了時(午後5時45分)までに到着するようご返送下さい。
 - (2) インターネットによる議決権行使の場合
インターネットにより議決権を行使される場合には、次頁の【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】をご高覧のうえ、平成20年6月26日(木曜日)営業時間終了時(午後5時45分)までにご行使下さい。

以 上

-
- (注)1. 本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日まで修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送または当社ホームページ <http://www.jvc-victor.co.jp/company/ir/sokai.html> において掲載することにより、お知らせいたします。

【インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について】

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによるのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.webdk.net>

2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録下さい。
3. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
4. インターネットによって、複数回数、または、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 5.5 SP2 以上または Netscape 6.2 以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用することができること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用いただけません。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。

Netscapeは、米国及びその他の諸国のNetscape Communications Corporationの登録商標です。）

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせ下さいませよう、お願い申し上げます。

株主名簿管理人 住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-186-417（24時間受付）

<住所変更等用紙の請求> ☎ 0120-175-417（24時間受付）

<その他の照会> ☎ 0120-176-417（平日午前9時から午後5時まで）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式移転計画承認の件

当社は、株式会社ケンウッド（以下「ケンウッド」という。）と共同して、株式移転の方法（以下「本株式移転」という。）により、平成20年10月1日付で両社の完全親会社となる持株会社「JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社」（以下「共同持株会社」という。）を共同で設立し、共同持株会社が当社及びケンウッドの株式を100%保有することとなる経営統合（以下「本経営統合」という。）を実施したいと考えております。

本議案は、本経営統合のため、当社がケンウッドと共同して作成した株式移転計画（後記12頁から17頁までにその内容を記載。以下「本株式移転計画」という。）について、ご承認をお願いするものであります。

1. 株式移転を行う理由

(1)これまでの経緯

近年のコンシューマーエレクトロニクス業界は、デジタル化の進展に伴って、企業の設備投資やソフト開発負担が増加する一方、汎用部品による商品化が容易になり商品の差別化が難しくなったことから、韓国・台湾・中国等のメーカーが台頭し、世界市場でシェア競争と価格競争が激化しています。さらにAV業界ではIT業界からの参入等もあり、市場競争が一層熾烈なものとなっています。

当社及びケンウッドは、このような厳しい競争環境を勝ち残り、企業価値の拡大・創造をはかるためには、日本のAV専門メーカーの再編が不可欠だと考えました。

このような背景から、当社及びケンウッドは、対等の精神をもって平成19年7月24日に経営統合を目標とする資本業務提携契約を締結いたしました。

両社ではこれを日本のAV専門メーカー再編に向けた第一ステップと位置づけ、当社は、平成19年8月10日にケンウッドとスパークス インターナショナル（ホンコン）リミテッドが運用する投資ファンドに対する第三者割当増資を実施し、構造改革を進めてまいりました。

また、共通事業であるカーエレクトロニクス及びホーム／ポータブルオーディオ（以下「ホームオーディオ」という。）における協業を開始し、平成19年10月1日に技術開発合弁会社J&Kテクノロジーズ株式会社（以下「J&Kテクノロジーズ」という。）を設立したのを皮切りに、両社の商品競争力の強化に取り組んでおります。

これと並行して両社は、経営統合検討委員会を設置し、第二ステップとしての経営統合に向けた検討・準備を進めてまいりました。

そして、このたび、当社ではディスプレイ事業等の改革によって経営基盤の安定化に向けた主要な構造改革を完了し、ケンウッドはカーエレクトロニクス事業OEM分野の改革によって民生用機器事業の収益事業化に向けた構造改革が完了すること、両社の経営リソースの統合によってさらに大きなシナジー効果が期待でき、新たな成長戦略を展望できることになることから、両社は平成20年10月1日付で経営統合することで合意いたしました。

(2) 株式移転による完全親会社設立

本経営統合では、本株式移転により新設される共同持株会社が、事業会社である当社及びケンウッドの株式を100%保有する形態を予定しております。

なお、本経営統合に伴い、共同持株会社を東京証券取引所市場第一部に新規上場すべく速やかに申請手続きを行う予定です。また、当社は現在の東京証券取引所市場第一部の上場と大阪証券取引所市場第一部の上場を、ケンウッドは現在の東京証券取引所市場第一部の上場を廃止し、それぞれの株式に対し所定の株式移転比率で東京証券取引所市場第一部に新規上場する共同持株会社の株式が交付される予定です。

(3) 経営統合の目的

本経営統合により両社は、これまで共通事業であるカーエレクトロニクス及びホームオーディオにおける開発、生産・調達面等に限定していた連携を他の現行事業領域や新事業領域、マーケティング・販売等の活動領域へと拡大します。

また、共通事業においては、J & Kテクノロジーズを将来は両社と並ぶ事業会社にすることを視野に、その役割を全面的な調達・生産分野にまで拡大することにより、カーエレクトロニクス事業を強固な収益の柱へと成長させるとともに、ホームオーディオ事業の早期の収益事業化を図ります。

両社はこれらの取り組みを通じてシナジー効果の最大化を図るとともに、両社一体としてのグローバルな企業価値の拡大と新たな企業価値の創造に取り組んでいきます。そして、新たな統合ビジョンのもと、世界のAV業界をリードする専門メーカーとしての地位確立をめざします。

(4) 経営統合による効果

① シナジー効果

カーエレクトロニクス事業の売上拡大及び新事業の売上創出を合わせて3年後に300億円の売上シナジーとそれらによる利益貢献を見込んでおります。また、コストシナジーとして、共同開発による開発負担の軽減、部材の共同調達による調達コストの低減、生産の相互委託や生産地の最適化及び物流網の共有化を通じた外注加工費や物流費の軽減、知的財産の相互活用による特許料負担の軽減等により、3年後に100億円の利益増加を見込んでおります。(いづれも、平成20年3月期実績と平成23年3月期目標の比較により、シナジー効果を算出。)

キャッシュフロー面では、共通事業でスケールメリットを拡大するとともに、生産の相互委託によって外注加工を減少させることにより、各事業会社でキャッシュフローの改善に取り組みます。

バランスシート面でも、各事業会社のキャッシュフロー改善効果を活かし、ネットデットの圧縮に取り組めます。また、生産革新や営業改革の取り組みをグループ全体で推進することにより、棚卸資産や売掛金の圧縮に取り組めます。

② 財務・会計面での効果

本株式移転は企業結合会計基準における「取得」に該当し、パーチェス法を適用することになるため、共同持株会社の連結貸借対照表において「負ののれん」の計上が見込まれ、その償却に伴って営業外収益が増加する見込みです。これにより、当期純利益やROE等が増加する見込みです。

また、現在はケンウッドのみに連結納税制度を適用しておりますが、本株式移転により共同持株会社で連結納税制度を適用する予定であることから、損益の通算効果による税務メリットが増大し、キャッシュフローや当期純利益の改善が期待されます。

2. 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、後記12頁から17頁までに記載の「株式移転計画書(写)」のとおりであります。

3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めに関する事項

(1)当社及びケンウッドの両社は、本株式移転による株式移転設立完全親会社である共同持株会社の設立に際し、同社の株式移転完全子会社となる両社のそれぞれの株主に交付する共同持株会社の上場普通株式の割当比率(以下「株式移転比率」という。)を以下のとおり決定いたしました。

ア. 株式移転比率は以下のとおりであります。

当社の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式2株、ケンウッドの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を割当て交付いたします。

また、共同持株会社の株式売買単位は100株とします。(現在の両社の株式売買単位は1,000株です。)

ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合は、両社協議の上、変更することがあります。

なお、共同持株会社が交付する新株式数は、平成20年3月31日現在における当社及びケンウッドの発行済株式総数を前提として算出すると、普通株式1,091,371千株となる予定です。(ただし、当社及びケンウッドは共同持株会社設立の前日までにそれぞれが保有する自己株式を消却する予定ですので、共同持株会社が交付する株式数は変動いたします。)

イ. 株式移転比率の算定根拠は、以下のとおりであります。

当社及びケンウッドは、株式移転比率の算定にあたって公正性を期すため、それぞれ、当社はUBS証券会社(以下「UBS」という。)、ケンウッドはGCAサヴィアン株式会社(以下「GCAサヴィアン」という。)を、本経営統合のためのファイナンシャル・アドバイザーとして任命し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼いたしました。

なお、この両社は、いずれも当社またはケンウッドの連結財務諸表規則第15条の4に定める関連当事者または財務諸表等規則第8条第17項に定める関連当事者には該当いたしません。

当社の取締役会はUBSより平成20年5月12日付にて、以下の前提条件その他一定の条件のもとに、合意された株式移転比率が当社株主にとり財務の見地から公正である旨の意見書を入手しております。

UBSは本経営統合の諸条件等を分析した上で、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、市場株価法分析、類似企業比較分析、利益貢献度分析、過去の統合事例分析、希薄化増大化分析等を総合的に勘案して意見表明を行っております。

UBSが意見書の作成にあたって、使用した主要な株式移転比率の評価方法及び概略は下記の通りです。

- ① DCF法による株式移転比率はケンウッド株式1株に対して共同持株会社株式1株を交付する場合に、当社株式1株に対しては1.70から2.27までの範囲と算定されております。
- ② 市場株価法による株式移転比率はケンウッド株式1株に対して共同持株会社株式1株を交付する場合に、当社株式1株に対しては1.99から2.15までの範囲と算定されております。
- ③ 類似企業比較分析、利益貢献度分析、過去の統合事例分析及び希薄化増大化分析を実施しております。

市場株価法については、平成20年5月9日を評価基準日として、評価基準日の株価、評価基準日から遡る1週間、1か月、3か月の平均株価及び当社並びにケンウッドが平成20年3月期業績予想の修正を発表した平成20年4月15日の翌日からの平均株価にケンウッドの平成20年3月期末基準日及び平成20年9月末基準日に予定されている配当を勘案したものを採用いたしました。

なお、UBSは、意見書の提出及びその基礎となる分析の実施に際し、入手した公開情報、当社及びケンウッドよりUBSに提供された情報及びその他意見書を作成するにあたり調査、分析した情報が、正確かつ完全であることを前提としております。

(注) UBSは、当社、ケンウッド及びその関連会社の資産または負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含む）及び本経営統合による当社への会計上並びに税務上の影響について独立した評価または検分を行っておりません。

UBSの意見書の前提となる事項は、全て当社との協議を経ており、それぞれの事項の影響について独立の評価または検分を行っておりません。UBSによる各分析及び評価は、多数の前提に基づくものであり、本質的に重大な不確実性が伴います。また、UBSは、各分析及び考慮した要因の重要性及び関連性についての定性的な判断を行っており、かかる分析及び評価の一部分のみを抽出することにより、その基礎となる過程の理解を誤る虞れがあります。UBSの意見書は、経済環境、規制環境、市場環境を始めとした現時点の諸条件、及び意見書の日付時点においてUBSが入手した情報にのみ基づいています。

UBSの意見書は、当社取締役会が、本経営統合を検討することに関連して、または、それを目的として、当社取締役会に対してのみ提出されるものであり、当社の株主その他の者の権利救済のために使用されるものではなく、当社の株主の議決権勧誘の参考のために使用されるものでもありません。

なお、ケンウッドの取締役会は、GCAサヴィアンより平成20年5月12日付にて、一定の条件のもとに、合意された株式移転比率がケンウッド株主にとり財務的見地から妥当である旨の意見書を入手しております。

当社は、UBSによる株式移転比率の算定結果を参考に、ケンウッドは、GCAサヴィアンによる株式移転比率の算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成20年5月12日付にて、最終的に上記株式移転比率を合意・決定いたしました。

(2)当社及びケンウッドは、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金等の額を以下のとおり決定いたしました。

ア、共同持株会社の資本金及び準備金等の額は以下のとおりです。

- | | |
|----------|--|
| ①資本金の額 | 100億円 |
| ②資本準備金の額 | 100億円 |
| ③利益準備金の額 | 0円 |
| ④資本剰余金の額 | 会社計算規則第83条第1号に定める新設型再編株主払込資本金から前記①及び②の額の合計額を減じて得た額 |

イ、前記の共同持株会社の資本金及び準備金等の額は、設立後の共同持株会社の資本政策等を総合的に考慮・検討し、当社とケンウッドとの間で協議の上、会社計算規則第83条の規定の範囲内で決定したものです。

4. ケンウッドに関する事項

(1)ケンウッドの最終事業年度（平成20年3月期）に係る計算書類等の内容

ケンウッドの平成20年3月期における計算書類等の内容は、添付別冊に記載のとおりであります。

(2)最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

本株式移転計画の決定以外に、該当事項はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 連結子会社の操業停止について

平成20年4月25日の取締役会において、当社英国子会社である JVC Manufacturing U.K. Limited の生産活動終了を決議いたしました。

（決定の理由）

当該子会社は欧州域内向けのテレビ関連商品の生産拠点として昭和62年12月に設立され、これまでブラウン管テレビ、液晶テレビ等の生産を行ってきました。

しかし、ここ数年急激に液晶テレビへのシフトが進む中、市場競争の激化に伴う価格下落により採算が悪化しており、今後の英国内での生産継続が困難と判断し、平成20年7月末をもって生産活動を終了することといたしました。なお、これに伴い、今後の域内向け液晶テレビの生産は、東欧地域での外部委託に移行いたします。

（当該事象の損益に与える影響額）

当該子会社の生産活動終了に伴い固定資産減損損失、たな卸資産評価減等の特別損失2,658百万円を平成19年度連結決算へ織込みました。

6. 共同持株会社の取締役となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項

共同持株会社の取締役となる者は、次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	(1)所有する当社株式の数 (2)所有するケンウッド株式の数 (3)割当てられる共同持株会社株式の数
河原 春 郎 昭和14年3月9日	平成8年6月 株式会社 取締役 総合企画部長 委嘱 平成9年6月 同社 常務取締役 平成12年7月 同社 顧問 平成14年6月 株式会社ケンウッド 取締役社長 同社 代表取締役（現在に至る） 同社 執行役員CEO 平成19年6月 同社 取締役会長（現在に至る）	(1) 0株 (2) 121,000株 (3) 121,000株
佐藤 国 彦 昭和19年10月5日	平成14年6月 当社 取締役 平成16年6月 当社 常務取締役 平成18年6月 当社 専務取締役 平成19年6月 当社 代表取締役社長（現在に至る）	(1) 3,000株 (2) 0株 (3) 6,000株

氏 生 年 月 名 日	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	(1)所有する当社株式 の数 (2)所有するケンウッド 株式の数 (3)割当てられる共同 持株会社株式の数
尾 高 宏 昭和27年9月20日	昭和51年4月 日本不動産銀行（現あおぞら銀行）入行 平成5年8月 同行 退社 コンサルティング業務に従事するかたわら複数企業 の取締役、顧問等を兼任 平成15年3月 プライズウォーターハウスコーパス・フィナンシ ヤル・アドバイザー・サービス㈱（現PwCアドバ イザリー㈱）入社 ターンアラウンド・マネージャー 企業再生業務担当 平成16年11月 日本みらいキャピトル㈱入社 第一化成㈱出向、同社 顧問 平成17年1月 同社 専務執行役員 平成17年6月 同社 代表取締役社長（現在に至る）	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
足 立 元 美 昭和30年1月26日	昭和52年4月 当社 入社 平成11年4月 A V & マルチメディア事業本部 海外営業本部 マー ケティング推進部長 平成15年2月 JVC Canada Inc. 副社長 平成17年1月 A V & マルチメディアカンパニー 経営企画部 主幹 平成18年1月 モバイルA V事業グループ A V C アクセサリーカテ ゴリー 海外営業部長 平成18年9月 モバイルA V事業グループ A V C アクセサリーカテ ゴリー長 兼 同カテゴリー 海外営業部長 （現在に至る）	(1) 4,000株 (2) 0株 (3) 8,000株
柏 谷 光 司 昭和14年1月1日	昭和36年 大蔵省 入省 昭和53年 東京税関 総務部長 昭和55年 大阪国税局 直税部長 昭和57年 大蔵省 証券局 資本市場課長 昭和59年 世界銀行 東京事務所長 昭和62年 大蔵省 国際金融局 審議官 平成元年 世界銀行 副総裁 平成6年 野村プロジェクトファイナンス 社長 平成8年 A I M A C 会長 兼 社長	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
松 尾 眞 昭和24年5月28日	昭和50年4月 弁護士登録 尾崎・桃尾法律事務所 昭和53年8月 アメリカ合衆国ニューヨーク州 WeilGotshal & Manges法律事務所 昭和54年3月 弁護士登録（アメリカ合衆国ニューヨーク州） 昭和55年9月 尾崎・桃尾法律事務所 平成元年4月 桃尾・松尾・難波法律事務所 パートナー弁護士 （現在に至る） 平成11年6月 当社 監査役（現在に至る）	(1) 1,000株 (2) 0株 (3) 2,000株
岩 崎 二 郎 昭和20年12月6日	昭和49年4月 東京電機化学㈱（現TDK㈱）入社 平成4年7月 同社 経営企画室長 平成8年6月 同社 取締役 人事教育部長 平成10年6月 同社 常務取締役 記録メディア事業本部長 平成14年6月 同社 取締役 常務執行役員 アドミニストレーション グループ ゼネラル・マネージャー 平成18年6月 同社 取締役 専務執行役員 アドミニストレーション グループ ゼネラル・マネージャー（現在に至る） 平成20年3月 G C A サヴィアングループ㈱社外監査役 （現在に至る）	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

- (注) 1. 各候補者と当社及びケンウッドの間には、いずれも特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生ずる予定もありません。
2. 柏谷光司氏、松尾眞氏及び岩崎二郎氏の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 柏谷光司氏、松尾眞氏及び岩崎二郎氏を社外取締役候補とした理由は、次のとおりであります。

- (1) 柏谷光司氏は、金融・税務に関する豊富な経験・実績・見識を、共同持株会社の経営に反映していただくことが期待できます。
- (2) 松尾眞氏は、弁護士としての豊富な経験・知識や、専門的見地からの法的な側面での適切な助言を、共同持株会社の経営に反映していただくことが期待できます。
- (3) 岩崎二郎氏は、会社経営に関する豊富な経験・実績・見識を、共同持株会社の経営に反映していただくことが期待できます。
4. 社外取締役候補者との責任限定契約について
- (1) 当社と松尾眞氏との間には、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金500万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。
- (2) 共同持株会社は、柏谷光司氏、松尾眞氏及び岩崎二郎氏の選任が承認された場合には、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、金500万円と法令に定める最低限度額とのいずれか高い額とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 共同持株会社の監査役となる者についての会社法施行規則第76条に規定する事項
共同持株会社の監査役となる者は、次のとおりであります。

氏 名 生 年 月 日	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	(1)所有する当社株式の数 (2)所有するケンウッド株式の数 (3)割当てられる共同持株会社株式の数
土 谷 繁 晴 昭和22年4月20日	昭和47年4月 当社 入社 平成12年6月 当社 取締役 経営戦略部長、海外・デザインセンター担当 平成13年6月 当社 常務取締役 平成14年4月 経営企画部長、海外・デザインセンター担当 平成14年10月 米州カンパニー社長 兼 JVC Americas Corp.社長 平成19年6月 当社 監査役（現在に至る）	(1) 20,000株 (2) 0株 (3) 40,000株
加 藤 英 明 昭和16年7月28日	昭和41年5月 (株)ケンウッド 入社 平成2年7月 同社 主計部長 平成10年4月 同社 経営企画部 アシスタントマネージャー 平成12年6月 同社 常勤監査役（現在に至る）	(1) 0株 (2) 91,000株 (3) 91,000株
庄 山 範 行 昭和21年6月21日	昭和44年7月 住友信託銀行(株) 入行 平成8年6月 同行 取締役 平成10年3月 同行 常務取締役 平成11年6月 同行 常務執行役員 平成13年6月 同行 取締役 兼 常務執行役員 平成14年6月 東西土地建物(株) 取締役社長 平成15年6月 (株)いずみゴルフサービス 取締役社長 平成18年6月 信泉(株) 監査役（現在に至る） 当社 監査役（現在に至る）	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株
鷺 田 彰 彦 昭和17年11月5日	平成4年5月 ソニー(株) 総合企画グループ 経営企画担当副本部長 平成6年8月 同社 コンシューマA.V.カンパニー ヴァイスプレジデント 兼 総合企画部門 経営管理部長 平成8年4月 同社 セミコンダクターカンパニー シニアヴァイスプレジデント 平成10年7月 同社 監査部 統括部長 平成15年2月 (株)三井ハイテック 執行役員 事業推進本部長 平成16年2月 同社 経営企画部長 平成18年6月 (株)ケンウッド 監査役（現在に至る）	(1) 0株 (2) 12,000株 (3) 12,000株
齋 藤 憲 道 昭和23年10月18日	昭和46年4月 松下電器産業(株) 入社 平成元年4月 松下電子部品(株) 経営企画室長 平成8年12月 同社 法務部長 平成10年11月 松下電器産業(株) 法務本部 法務部長 平成17年4月 同社 法務本部 審議役（現在に至る）	(1) 0株 (2) 0株 (3) 0株

- (注) 1. 各候補者と当社及びケンウッドとの間には、いずれも特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生ずる予定もありません。
2. 庄山範行氏、鷺田彰彦氏及び齋藤憲道氏の3氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 庄山範行氏、鷺田彰彦氏及び齋藤憲道氏を社外監査役候補とした理由は、次のとおりであります。
- (1) 庄山範行氏は、信託銀行における豊富な経験・実績・見識を、共同持株会社の監査に反映していただくことが期待できます。
- (2) 鷺田彰彦氏は、経営管理に関する豊富な経験・実績・見識を、共同持株会社の監査に反映していただくことが期待できます。
- (3) 齋藤憲道氏は、法務分野における豊富な経験・実績・見識を、共同持株会社の監査に反映していただくことが期待できます。
4. 社外監査役候補者との責任限定契約について
- (1) 当社と庄山範行氏の間には、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金500万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。
- (2) ケンウッドと鷺田彰彦氏の間には、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金100万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。
- (3) 共同持株会社は、庄山範行氏、鷺田彰彦氏及び齋藤憲道氏の選任が承認された場合には、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を、金500万円と法令に定める最低限度額とのいずれか高い額とする内容の責任限定契約を締結する予定であります。

8. 共同持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項
共同持株会社の会計監査人となる者は、次のとおりであります。

名 称	監査法人 トーマツ
主たる事務所の所在場所	東京都港区芝浦四丁目13番23号 MS芝浦ビル
概 要	公認会計士：2,034名（平成20年3月末日現在） 会計士補：930名（平成20年3月末日現在） 公認会計士試験論文式試験合格者：1,026名（平成20年3月末日現在） 公認会計士試験論文式試験科目合格者及び短答式試験合格者：344名（平成20年3月末日現在） 関与会社数：4,114社（平成19年9月末日現在） 出資金：2,061百万円（平成20年3月末日現在） 事業所：国内28か所、連絡事務所：国内9か所、海外駐在：約40都市
沿 革	昭和43年5月 等松・青木監査法人（現監査法人トーマツ）設立 昭和50年5月 トウシュ・ロス・インターナショナル（TRI）へ加盟 昭和61年10月 等松・青木監査法人と監査法人サンワ事務所（昭和48年6月設立）とが合併し、サンワ・等松青木監査法人と名称を変更 昭和63年4月 監査法人丸の内会計事務所（昭和43年12月設立）と合併 昭和63年10月 監査法人西方会計事務所（昭和44年8月設立）及び監査法人札幌第一会計（昭和51年4月設立）と合併 平成2年1月 デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ・インターナショナルとトウシュ・ロス・インターナショナルが合併。国際名称をデロイト トウシュ トーマツに変更 平成2年2月 監査法人三田会計社（昭和60年6月設立）と合併し、監査法人トーマツと名称を変更 平成12年6月 デロイト トウシュ トーマツのインテグレーションステージがスタートし、監査法人トーマツが参画 平成13年4月 サンアイ監査法人（昭和58年5月設立）と合併 平成14年7月 監査法人誠和会計事務所（昭和49年12月設立）と合併 平成14年12月 デロイト トーマツ コンサルティング(株)（現アビームコンサルティング(株)）と資本関係を解消し、完全分離 平成16年4月 英文名称を Deloitte Touche Tohmatsu に変更

9. 「JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社」の最初の取締役及び監査役となる者についての報酬等

共同持株会社の取締役（社外取締役を含む。）に対する共同持株会社成立の日から最初の定時株主総会までの報酬等の額（以下「当初報酬額」という。）は、月額3,600万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とし、監査役に対する当初報酬額は、月額900万円以内といたします。

また、共同持株会社の取締役及び監査役に対しては、当初報酬額として、賞与、退職慰労金等その他の金銭報酬を支給いたしません。

なお、共同持株会社の設立当初の取締役の人数は7名、監査役の人数は5名となる予定であります。

10. 本議案の決議に関する事項

本議案につきましては、当社及びケンウッドの両社において、本株式移転計画第7条に定める株主総会における承認がなされ、かつ、法令に基づき関係官庁等の承認が必要な場合にはその承認を得られることにより、効力が生じるものといたします。また、本株式移転計画第12条（本計画の効力）または第13条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）に定める事項により、本株式移転計画の効力が失われた場合、または本株式移転を中止した場合には、本議案の決議は失効するものといたします。

株式移転計画書（写）

日本ビクター株式会社（以下「甲」という。）と株式会社ケンウッド（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。
 - (1) 目的
新会社の目的は、別紙Aの定款第2条記載のとおりとする。
 - (2) 商号
新会社の商号は、「JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社」とし、英文では「JVC KENWOOD Holdings, Inc.」と表示する。
 - (3) 本店の所在地
新会社の本店の所在地は、横浜市とし、本店の所在場所は、横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地とする。
 - (4) 発行可能株式総数
新会社の発行可能株式総数は、4,000,000,000株とする。
2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙Aの定款記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。
河原 春郎
佐藤 国彦
尾高 宏
足立 元美
柏谷 光司
松尾 眞
岩崎 二郎
2. 新会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。
土谷 繁晴
加藤 英明
庄山 範行
鷺田 彰彦
齋藤 憲道
3. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。
監査法人トーマツ

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、新会社の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）の前日の最終の甲及び乙の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）にそれぞれ記載又は記録された甲及び乙の株主（実質株主を含む。以下同じ。）に対し、それぞれその所有する普通株式に代わり、(i)甲が新会社の成立の日の前日現在発行している普通株式数の合計に2を乗じた数の合計数と同数の新会社の普通株式を交付し、(ii)乙が新会社の成立の日の前日現在発行している普通株式数の合計数と同数の新会社の普通株式を交付する。
2. 新会社は、本株式移転に際して、新会社の成立の日の前日の最終の甲及び乙の株主名簿にそれぞれ記載又は記録された甲及び乙の株主に対し、その所有する甲の普通株式1株につき、新会社の普通株式2株の割合をもって割り当て、その所有する乙の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合をもって割り当てる。

第5条（新会社の資本金及び準備金等の額に関する事項）

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金等の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
100億円

- (2)資本準備金の額
100億円
- (3)利益準備金の額
0円
- (4)資本剰余金の額

会社計算規則第83条第1号に定める新設型再編株主払込資本額から上記(1及び(2)の額の合計額を減じて得た額

第6条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、平成20年10月1日とする。但し、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

1. 甲は、平成20年6月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、平成20年6月27日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲及び乙協議の上、前二項に定める株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 新会社は、新会社の成立の日において、その発行する株式の東京証券取引所第一部への上場を予定する。
2. 新会社の株主名簿管理人は、住友信託銀行株式会社とする。

第9条（剰余金の配当）

1. 甲は、本計画作成後新会社の成立の日までの間、新会社の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。
2. 乙は、平成20年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり2円を限度として剰余金の配当を行うことができる。また、乙は、平成20年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり2円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. 乙は、前項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立の日までの間、新会社の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。

第10条（自己株式の消却）

甲及び乙は、本計画作成の時点でそれぞれが保有する自己株式及び本計画作成の日から新会社の成立の日の前日までにそれぞれが取得した自己株式の全てを、新会社の成立の日の前日までに、会社法第178条の規定に従い消却するものとする。

第11条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立の日に至るまで、それぞれ善良な管理者の注意をもって、通常の範囲内で自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、甲及び乙は、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上これを行う。

第12条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める甲又は乙の株主総会のいずれかにおいて、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合には、その効力を失うものとする。

第13条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本計画の作成後新会社の成立の日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が発生した場合又は重大な影響を与える事由があることが判明した場合、あるいは本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、甲及び乙が協議の上、本株式移転の条件（第4条に定める交付する株式の数及びその割当てに関する事項を含む。）その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第14条（協議事項）

本計画に定める事項のほか、本計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本計画の趣旨に従い、甲及び乙が別途協議し合意の上定める。

以 上

本計画作成の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年5月12日

甲：横浜市神奈川区守屋町三丁目12番地
日本ビクター株式会社
代表取締役社長 佐藤 国彦

乙：東京都八王子市石川町2967番地3
株式会社ケンウッド
代表取締役会長 河原 春郎

(別紙A)

JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、「JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社」と称し、英文では、「JVC KENWOOD Holdings, Inc.」と表記する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1 次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること。

- (1) 音響機器、映像機器、情報・通信機器その他電子・電気機械器具、楽器の製造販売、設置工事それらの部品の製造、販売並びに賃貸
 - (2) 音・映像・データ等記録済媒体の制作、製造並びに販売
 - (3) 自動車用電装品及びその他の自動車部品の製造販売
 - (4) 電気・電子機械器具の製造販売
 - (5) レコード、音楽テープ、楽器の製造販売及び輸入販売
 - (6) 医療用具の製造並びに販売、修理
 - (7) 音・映像・データ等記録再生媒体の製造並びに販売
 - (8) コンピュータシステム及びソフトウェアの企画、制作、開発、販売並びに賃貸
 - (9) 情報・通信サービスの提供
 - (10) 航空機用機器の製造販売修理及び輸出入
 - (11) 工業所有権、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、著作権等の知的財産権の取得、管理、実施許諾並びに使用許諾
 - (12) 家具及び木工品の製造並びに販売
 - (13) 通信販売業務
 - (14) 歌手、演奏家等の実演家の養成及び各種イベントの企画、立案並びに実施
 - (15) 前各号の製品並びに建築物及び内装に関する工事の設計、施工、監理
 - (16) 前各号に付帯又は関連する物品の製造販売及び輸出入
 - (17) 損害保険代理業
 - (18) 生命保険募集に関する業務
 - (19) 旅行業
 - (20) 出版業及び印刷業
 - (21) 広告の企画・制作
 - (22) 貨物運送取扱業及び倉庫業
 - (23) 警備及びビルメンテナンス業
 - (24) 文書類の配送及び配達業務の請負
 - (25) 労働者派遣事業
 - (26) 関係会社への融資及び経営コンサルティング
 - (27) 不動産の賃貸借、売買、仲介及び管理
- 2 前項に付帯又は関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を横浜市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、4,000,000,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

- 2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りではない。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規定)

第11条 当社の株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

- 2 株主総会は、本店の所在地、東京都内又はこれらに隣接する地にてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、更に取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、9名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役及び代表取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

2 取締役会長及び取締役社長は、各自当社を代表する。

3 前項の他に取締役会の決議により当社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の1週間前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとし、緊急の場合においては、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規定)

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第27条 当会社の監査役は、6名以内とする。

(選任方法)

第28条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規定)

第31条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。

(報酬等)

第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって、免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 前項の金銭には利息をつけない。

第7章 雑 則

(記名式社債の社債原簿管理人)

第38条 当社は、記名式社債につき社債原簿管理人を置くことができる。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第39条 第34条の規定にかかわらず、当社の最初の事業年度は、当社の成立の日から平成21年3月31日までとする。

(取締役及び監査役の当初の報酬等)

第40条 第25条の規定にかかわらず、当社の取締役に対する、会社成立の日から最初の定時株主総会までの報酬等の額（以下「当初報酬額」という。）は、月額3,600万円以内とする。また、第32条の規定にかかわらず、当社の監査役に対する、当初報酬額は、月額900万円以内とする。

(附則の削除)

第41条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって削除するものとする。

以 上

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

急速な事業環境の変化に対応し、経営の柔軟性を確保するとともに、経営責任をより明確にするため、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮することとし、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

現行定款と変更案は次のとおりであります。(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第23条〔取締役の任期〕 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第23条〔取締役の任期〕 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p><u>附 則</u> 第23条の規定にかかわらず、平成19年6月27日開催の第118期定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期間経過後これを削除する。</p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役の佐藤国彦、斉藤五郎、河田晋吾、入内島嘉孝、土井敬一郎、吉田秀俊の6氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役の平林正稔、一條裕の両氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 生 年 月 日	略 歴 ・他の会社の代表者であるときの社名及び役職名	所有する当社株式の数
1	佐藤国彦 昭和19年10月5日	昭和43年5月 当社 入社 平成14年6月 当社 取締役 平成16年6月 当社 常務取締役 平成18年6月 当社 専務取締役 平成19年6月 当社 取締役社長（現在に至る）	3,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴 ・他の会社の代表者であるときの社名及び役職名	所有する当社株式の数
2	土井 敬一郎 昭和23年9月26日	昭和54年4月 当社 入社 平成18年6月 当社 取締役（現在に至る） 技術開発本部 副部長 兼 同本部 コア技術開発センター長 平成19年6月 技術・知的財産担当 兼 技術開発本部長 兼 同本部 コア技術開発センター長 平成19年10月 技術・知的財産担当 兼 技術本部長 兼 同本部 コア技術開発センター長 兼 I L Aセンター担当 平成20年4月 技術・知的財産担当 兼 技術本部長 兼 I L Aセンター担当（現在に至る）	2,000株
3	吉田 秀俊 昭和31年11月20日	昭和55年4月 当社 入社 平成18年6月 当社 取締役（現在に至る） 欧州カンパニー 社長 兼 JVC Europe Limited 社長 兼 JVC International (Europe) GmbH 社長 平成19年4月 欧州カンパニー 社長 兼 JVC Europe Limited 社長 兼 JVC Logistics Europe N.V. 社長 平成20年4月 ディスプレイ事業担当 兼 ディスプレイ事業グループ ディスプレイカテゴリ長（現在に至る）	2,000株
4	山本 義和 昭和23年8月21日	昭和49年4月 当社 入社 平成9年4月 A V & マルチメディア事業本部 海外営業本部 米州営業部長 平成10年4月 A V & マルチメディア事業本部 海外営業本部 アジア中近東営業部長 兼 中国営業部長 平成14年4月 アジア中近東カンパニー 中東営業所長 兼 JVC GULF FZE 社長 平成16年4月 南アフリカ駐在事務所長 兼務 平成18年6月 アジア中近東カンパニー 社長 兼 JVC ASIA Pte.Ltd. 社長（現在に至る） ・ JVC ASIA Pte.Ltd. 社長	2,000株
5	鶴田 雅彦 昭和28年1月18日	昭和53年4月 当社 入社 平成10年12月 技術開発本部 ビデオシステム開発研究所長 平成12年4月 A V & マルチメディアカンパニー A V M商品開発研究所長 平成14年4月 技術開発本部 A Vプラットフォームユニットリーダー 兼 戦略企画室 参事 兼 V D Rユニットリーダー 兼 A V & マルチメディアカンパニー V D R開発統括部 参事 平成17年4月 技術開発本部 先行商品開発センター長 平成19年10月 技術本部 技術改革部長 兼 コア技術開発センター副センター長 平成20年4月 技術本部 コア技術開発センター長（現在に至る）	3,000株
6	斉藤 学 昭和28年11月16日	昭和52年4月 当社 入社 平成14年11月 A V & マルチメディアカンパニー A V Cアクセサリカテゴリ長 平成18年9月 JVC Company of America 社長 兼 JVC Americas Corp. 副社長 平成19年6月 米州カンパニー 社長 兼 JVC Americas Corp. 社長 兼 JVC Company of America 社長（現在に至る） ・ JVC Americas Corp. 社長 ・ JVC Company of America 社長	3,000株

候補者番号	氏名 生年月日	略歴 ・他の会社の代表者であるときの社名及び役職名	所有する当社株式の数
7	足立元美 昭和30年1月26日	昭和52年4月 当社 入社 平成11年4月 AV&マルチメディア事業本部 海外営業本部 マーケティング推進部長 平成15年2月 JVC Canada Inc. 副社長 平成17年1月 AV&マルチメディアカンパニー 経営企画部 主幹 平成18年1月 モバイルAV事業グループ AV C アクセサリーカテゴリー 海外営業部長 平成18年9月 モバイルAV事業グループ AV C アクセサリーカテゴリー長 兼 同カテゴリー 海外営業部長 (現在に至る)	4,000株
8	堀伸生 昭和34年7月17日	昭和58年4月 当社 入社 平成14年11月 AV&マルチメディアカンパニー 技術統括部 カテゴリーリーダー (カムコーダー担当) 平成16年4月 AV&マルチメディアカンパニー 技術統括部 技術総括責任者 (カムコーダー・AV C アクセサリー担当) 平成17年11月 モバイルAV事業グループ カムコーダーカテゴリー事業企画グループリーダー 平成19年6月 モバイルAV事業グループ カムコーダーカテゴリー長 (現在に至る)	2,000株

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

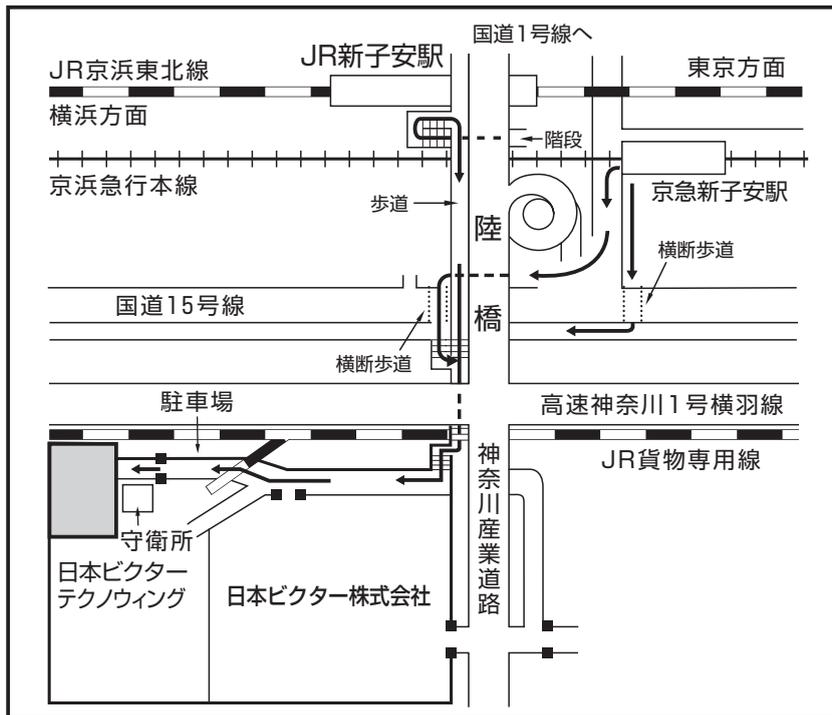
本総会終結の時をもって取締役を退任されます平林正稔、一條裕、斉藤五郎、河田晋吾及び入内島嘉孝の5氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、妥当な範囲内において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
平林正稔	平成11年6月 当社 取締役 平成15年6月 当社 常務取締役 平成19年6月 当社 専務取締役 (現在に至る)
一條裕	平成15年6月 当社 取締役 平成18年6月 当社 常務取締役 (現在に至る)
斉藤五郎	平成16年6月 当社 取締役 平成18年6月 当社 常務取締役 (現在に至る)
河田晋吾	平成14年6月 当社 取締役 (現在に至る)
入内島嘉孝	平成16年6月 当社 取締役 (現在に至る)

以上

会場ご案内略図



- JR京浜東北線「新子安駅」または京浜急行本線「京急新子安駅」下車徒歩約10分